

令和8年度アダプト推進事業参加者傷害・賠償責任保険 仕様書

1 保険の目的

岡山県が管理する道路・河川・海岸・公園でボランティア団体が清掃、植栽管理、草刈り等の活動を行う「おかやまアダプト」推進事業及び児島湖畔でボランティア団体が清掃美化等の活動を行う児島湖畔環境保全アダプト推進事業（湖面上での活動を除く。）を対象に、事業への参加団体の構成員を被保険者として、県が一括して保険会社と保険契約を締結するものである。

2 被保険者

「おかやまアダプト」推進事業参加者又は児島湖畔環境保全アダプト推進事業参加者であって、活動開始前に県に参加団体代表者から提出された構成員名簿に氏名が記載されているもの

3 保険の対象とする事故

「おかやまアダプト」推進事業又は児島湖畔環境保全アダプト推進事業に参加する団体が行う清掃美化活動中に当該参加団体の構成員が死亡し、又はその身体に傷害を被った場合及び清掃美化活動中に第三者(当該団体の構成員を含む。以下同じ。)に傷害を与え、又は第三者の財物に損害を与えて法律上の賠償責任を負った場合を補償の対象とする。

なお、自宅から清掃美化活動場所への往復途上に発生した事故も補償の対象とする。

また、構成員が急激かつ外来による日射又は熱射によって、その身体に障害を被った場合も補償の対象とする。

ただし、自動車又は原動機付自転車に乗車中の事故及び事業に際して飲食物を提供し、その飲食物が原因で食中毒等が発生した場合は補償の対象外とする。

4 保険の内容

(1) 保険の種類

普通傷害保険及び賠償責任保険

(この仕様書に記載の事項を満たすものであれば名称は問わない。)

(2) 契約期間

令和8年4月1日0時00分から令和9年3月31日23時59分まで

(3) 保険金額

保険の種類	補償項目	保険金またはてん補限度額
傷害保険	死亡・後遺障害保険金	300万円
	入院保険金	1日につき 4,500円
	通院保険金	1日につき 3,000円
賠償責任保険	身体賠償	1名につき 3,000万円 1事故につき 1億円
	対物賠償	1事故につき 300万円

(4) その他

傷害事故の保険金は、生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なく支払うものとする。

対人・対物事故はいずれも1事故につき、免責（自己負担）0円とする。

5 保険料の算出方法、支払方法

令和8年度の参加者見込み人数により暫定保険料を算出し、合計金額を入札書に記載すること。

参加者見込み人数は、参加登録人数では45,100人、活動参加延べ人数では110,300人である。

保険金額の算出方法は、参加登録実人数と活動参加延べ人数のどちらを算出基礎としてもよい。

上記人数に基づく保険料を暫定保険料として仮払いし、保険期間終了後に確定参加の人数を県から報告し、暫定保険料との差額を精算する。なお、仮払いについては、岡山県は、保険会社から保険料の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に保険料を支払うこととし、この期間内に支払いをした場合は、令和8年4月1日0時00分以降に発生した事故も、当該保険の対象に含めることとする。

確定参加人数が増員となった場合の保険料の算出に当たっては、暫定保険料と同一の割引率を適用すること。

また、保険期間中途に被保険者数が増員又は減員となることが明らかな場合には、県は遅滞なくその旨を保険会社に通知し、承認を求めるものとする。

6 被保険者の氏名、人数の把握方法

県は、参加団体の活動開始前に各団体の構成員名簿を土木部道路整備課内に備え付けるものとする。

また、保険会社からの求めに応じ、毎月の予定活動人数を報告する。

7 事故報告、保険金の請求について

保険会社は休日及び夜間でも事故連絡の受付のできる体制を整えること。

保険会社は事故発生連絡を受けた際にはその旨を県に連絡することとする。

事故の書面による報告は事故発生日から1ヶ月以内に団体代表者から県を経由して保険会社に提出することとする。

傷害事故の場合、保険金額の算定に係る調査は保険会社で行い、保険金の支払手続きは被保険者と保険会社との間で行う。

賠償責任事故の場合は、保険会社は事業への参加者と賠償責任を負った相手方との示談交渉の際に助言を行う。

県は、事故調査に当たって必要な資料を保険会社に提供する。

8 その他

草刈機を使用した清掃美化活動も保険の対象とすること。

保険会社は、特約締結後、書面をもって保険料の支払を請求することができる。

この保険契約に係る業務の実施に当たって知り得た個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。